

令和5年度内部公益通報の運用状況について

○通報受付件数 4件 ○うち内部公益通報の定義に該当する通報 1件

※内部公益通報の定義 職員等が、通報対象事実が生じている、又は生じるおそれがある旨を高松市公正職務推進委員会等に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行うものを除く。

No	日付	通報内容	通報対象 事実の有無	調査結果	通報対象事実への対応
1	令和5年4月7日	職員の個人的に利用するSNSへの投稿において著作権の侵害等があった。	有	関係書類の調査及び関係者への聴取の結果、通報内容のうち、著作権法第23条第1項の公衆送信権に係る通報について、通報対象事実を確認した。	任命権者に対し、調査結果を報告し、任命権者において是正措置を講じた。
2	令和5年6月15日	※通報者により取下げ	—	高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例第8条第1項に定める「内部公益通報を受けたとき」に該当しないこととなったため、これを受理しなかった。 (理由) 同条例第2条第4号の内部公益通報の定義のうち「職員等が通報すること」の要件を満たさないため。	
3	令和5年12月25日	休憩時間中の庁舎内共用部分の利用について	—	高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例第8条第1項第2号に規定する「通報内容が通報対象事実該当しないことが明らかな場合」と認め、調査を実施しなかった。 (理由) 通報内容は、職員が来庁した市民の利用に供すべき場所を占領しており、市民の目に対する配慮に欠ける行為であることを趣旨として通報したものと推察されるが、通報内容は法令等違反に該当しないことが明らかであるため。	任命権者に対し、調査を実施しないことを報告した。 また、関係する部署に情報提供を行った。

(次ページに続く)

No	日付	通報内容	通報対象 事実の有無	調査結果	通報対象事実への対応
4	令和6年3月19日	人事評価の実施について	—	<p>高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例第8条第1項第3号に規定する「通報内容が極めて不明確であり、内部公益通報をした者に説明を求めたにもかかわらず当該事実の内容が把握できない場合」と認め、調査を実施しなかった。 (理由) 通報内容は、人事評価が適切に実施されていないことを法令等違反としているところ、通報者の主張を裏付ける根拠は示されなかったため。</p>	<p>任命権者に対し、調査を実施しないことを報告した。 また、関係する部署に情報提供を行った。</p>